

教職員定数改善の推進及び教育予算の拡充を求める意見書

令和3年に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が成立し、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられることが決まった。今後はこれまでの加配定数を減らすことなく、計画どおりに着実に学級編制標準が引き下げられることが大切である。また、少人数学級の必要性は、中学校においても変わらないことから、小学校にとどまることなく実施を進めていくことが必要である。

発達障害の可能性のある子ども、外国につながるのある子ども、不登校やその傾向のある子ども、ヤングケアラー等様々な家庭環境にある子どもなど、子どもたちをとりまく背景が多様化する中で、学校に求められる役割は年々拡大している。また、近年では感染症対策を講じながらの学習機会の保障、GIGAスクール構想等の対応も求められている。

このような課題を学校が抱える中において、一人一人の子どもに丁寧に対応し、豊かな教育によって学びと育ちを保障するためには、少人数教育の推進をはじめとする計画的な教職員定数の改善が必要である。また、学校に求められる役割が増えていく中で、教職員の長時間労働是正のためには、抜本的な定数改善・人的配置の拡大が必要である。

さらに、教育を行う学校教育設備の環境改善や安全対策を進めていくためには、義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育予算を拡充することが極めて重要である。

よって、国におかれては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 子どもたちの教育環境改善のために、小学校同様、中学校においても35人以下学級を早急に実施すること。
- 2 改正された公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の計画どおり、小学校における学級編制標準の引下げを着実に実施すること。
- 3 学校施設整備費、教材費、図書費、旅費、学校・通学路の安全対策、新型コロナウイルス感染症対策経費など教育予算充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(提出年月日) 令和4年6月15日

(議決年月日) 令和4年6月24日

(議決結果) 可決(全会一致)

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣